

枚方市内で露店による食品関係営業をされる方へ

露店設備では、最終加熱などの簡単な調理しか行えません。

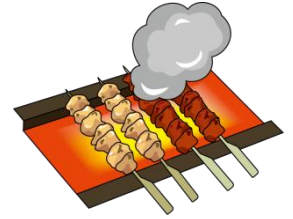
原材料の細切や成形などは、あらかじめ一次加工施設で行ってください。

枚方市内で営業される場合は、枚方市での露店営業許可が必要です。営業の範囲は枚方市内に限ります。

★ 露店で取り扱える品目

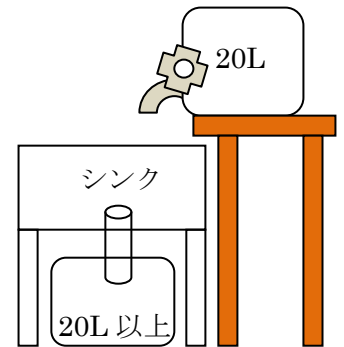
基本的に、客に提供する直前に加熱するものです。

露店での提供が禁止されている食品もありますので、個別にご相談ください。

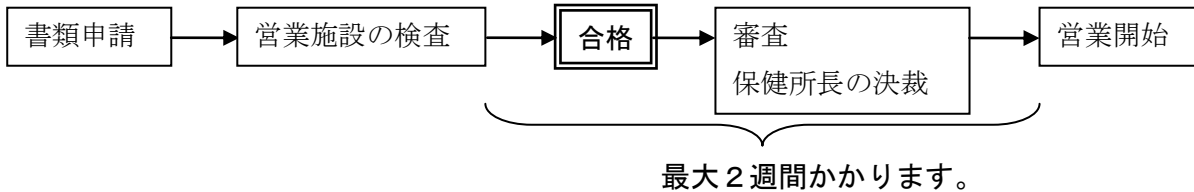


★ 露店に必要な設備

- ・ 組み立て式テント（出店の都度組み立てるもの）
- ・ 側面及び後面の覆い（ブルーシートなどで三方を地面まで囲う）
- ・ 消毒用アルコール（手及び食器等の消毒用）
- ・ 給水タンク（20L以上の容量で蛇口の付いたふた付き容器）
- ・ シンク1槽
- ・ 排水容器（シンクの下で排水を受けるもの。20L以上の容量が必要）
- ・ 食品保管容器（常温のものはふた付きの合成樹脂製容器等に入れる）
- ・ 冷蔵設備（冷蔵が必要な食品を取り扱う場合に必要）
- ・ 器具・容器包装保管容器（ふた付きの合成樹脂製容器等）
- ・ ふた付き廃棄物容器



★ 申請の流れ



1 書類申請

- (1) 食品営業許可申請書（1部）
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書（本状とコピー1部）
- (3) 露店による食品営業設備の概要（「一次加工又は材料供給承認書」は、相手方の押印が必要）
- (4) 一次加工を行う施設の食品営業許可証の写し（一次加工が必要な食品を取り扱う場合）
- (5) 申請手数料（許可期間は5年間です。6年目以降は別途更新手数料が必要です。）

飲食店営業：8,000円 菓子製造業：7,600円 喫茶店営業：6,700円

2 営業施設（設備）検査

申請時、保健所の敷地内で露店の施設を組み立てていただき、その場で食品衛生監視員が施設の検査を行います。

3 審査、決裁

申請について審査を行い、保健所長の決裁日が許可日となります。

許可までに最大で2週間かかりますので、余裕を持って申請してください。



<お問合せ先>

枚方市保健所 保健衛生課

電話：072-807-7624